

第11編 環境保全・清掃

環境
保全
清掃

環境保全・公害防止

環境は地球上の全ての生物にとって生存基盤そのものであり、地球環境を保全し、次の世代に引き継ぐことは、私たちに課せられた大きな責務である。

21世紀は「環境の世紀」ともいわれ、地球温暖化による気候変動をはじめ、生物多様性、森林減少など地球規模での環境改善への取り組みが喫緊の課題となっている。

平成27年12月にフランスで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）では、2020年以降の法的枠組みとして、世界各国が参加する公平で実効的な「パリ協定」が採択された。

国は、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、「パリ協定」の目標などを踏まえつつ、2050年までに脱炭素社会を目指すこととしている。

本区においても、令和3年3月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を行った。

この宣言に基づき、ゼロカーボンシティ達成とともに、令和5年3月に策定した「中央区環境行動計画2023」に掲げる望ましい環境像「水とみどりにかこまれ 地球にやさしく 未来につなぐまち ゼロカーボンシティ 中央区」の実現に向け、さらなる施策の推進を図っていく。

環境美化など

平成10年12月1日に「クリーン・リサイクル中央区宣言」を行い、区民・事業者の協力を得て、クリーン活動を推進している。また、平成16年3月には「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」を制定（平成16年6月1日施行）し、より一層清潔な地域環境や快適な歩行空間の確保を図っている。

クリーンデーの実施

地域美化意識の高揚を図るとともに、たばこの吸い殻や空き缶などのごみの散乱を防止するため、5月30日（ごみゼロの日）を「環境美化の日」と定めた11都県の統一行動に合わせ、5月30日に近い日曜日に、町会・自治会、ボランティア、企業などによりまちの一斉清掃を行うクリーンデーを平成3年度から実施している。

令和7年度は5月25日（日）に実施した。また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校や区内企業などもごみゼロの日を中心に清掃活動を行い、地域の環境美化活動に取り組んだ。

クリーンデー実施実績

		令和6年度	令和7年度
実施団体	町会・自治会など	126団体	141団体
	幼稚園	13園	12園
	小・中学校	17校	16校
	高等学校	1校	1校
	交通機関	18駅	22駅
	官公署	2署	2署
	企業・団体	144社24団体	157社22団体
回収量総計		2,600kg	3,260kg
燃やすごみ		2,020kg	2,540kg
燃やさないごみ		450kg	600kg
資源物 (びん・缶・ペットボトル)		130kg	120kg

※令和6年度は「晴海五丁目西地区まちびらき」イベントと日程が重なったため、晴海地区のクリーンデーを中止した。

まちかどクリーンデーの実施

家庭や事業所などの自主的な清掃活動の輪を広げ、清潔で快適なまちを実現するために、平成17年7月から毎月10日を「まちかどクリーンデー」とし、清掃活動の促進を図っている。参加団体には、希望により啓発用のたすきを貸与するとともに、区のホームページで事業所名や活動などを紹介している。

令和6年度末時点の登録団体は、町会・自治会、事業所、商店会、各種団体、個人などを合わせ353件であった。

インバウンド需要の増加に係るまちの美化対策支援事業

インバウンド需要が増加している地域において、商店街などがまちの美化対策として実施するごみの発生抑制やポイ捨て防止などの取り組みを支援する補助制度を令和7年度に創設し、令和9年度までの3年間実施する。

- 1 補助率 6分の5
- 2 限度額 400万円

工場などの規制指導

平成12年12月に都は「東京都公害防止条例」を全面改正し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という）を制定した。

この条例は、従来の産業型公害対策の他、新たに都市・生活型公害および地球環境問題に対処し、将来にわたって都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を

確保することを目的としている。

条例改正に伴い、平成13年4月から、地下水の揚水規制、小型焼却炉の使用制限、深夜営業騒音の規制に関する事務など、また、平成14年4月からは工場・指定作業場に係る化学物質の適正管理や土壌汚染対策が区の事務となった。

また、平成15年度からは、都知事の権限であった「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」の地域の指定、規制基準の設定などが区長に移譲され、地域に密着した法律の施行が可能となった。令和4年度からは、一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事について、石綿含有の有無に関する事前調査結果などを電子システムで報告することが義務付けられた。

工 場

「環境確保条例」では、定格出力の合計が2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場、同出力の合計が0.75kW以上の原動機を使用する印刷機械、断裁機、金属切断機などを使用する工場、および金属の溶接、塗料の吹き付け、写真の現像などを行う工場を条例上の「工場」と定め、これらの工場を設置、変更しようとするときには、あらかじめ認可を受けることを義務付け、必要に応じ指導を行い地域の環境保全に努めている。

令和6年度における工場の設置認可申請数は1件、廃止届け出数は10件、令和7年4月1日現在の認可工場件数は582件である。

業種別認可工場数

業 種		工場数
合 計		582件
製 造 業	小 計	510
	食 料 品	71
	飲 料・ た ば こ・ 飼 料	1
	繊 維 工 業	1
	衣 服・ そ の 他 の 繊 維 製 品	3
	木 材 ・ 木 製 品	9
	家 具 ・ 装 備 品	4
	パ ル プ・ 紙・ 紙 加 工 品	19
	出 版・ 印 刷	269
	同 関 連 産 業	87
	製 本 業	
	ゴ ム 製 品	2
	な め し 革・ 同 製 品・ 毛 皮	1
	鉄 鋼 業	1
	金 属 製 品	15
	一 般 機 械 器 具	13
	運 送 用 機 械 器 具	3
	精 密 機 械 器 具	1
	そ の 他	10
卸 売・ 小 売 業・ 飲 食 店		2
運 輸 ・ 通 信 業		1
サ ー ビ ス 業		68
医 療 ・ 福 祉		1

指定作業場

「環境確保条例」の「工場」には該当しないが、公害発生の要因が多い事業場（20台以上収容能力のある自動車駐車場、ガソリンスタンド、クリーニング店、ボイラーを有する事業所など32種類）を「指定作業場」と定めている。これらの事業所を設置、変更しようとするときは、工事着工30日前までに届け出ることを義務付け、必要に応じ指導を行い地域の環境保全に努めている。

令和6年度における指定作業場の設置・変更届け出件数は24件で、令和7年4月1日現在の指定作業場の種類別合計数は1,339件である。

指定作業場数

指定作業場の種類	指 定 作業場数
合 計	1,339件
自動車駐車場	903
自動車ターミナル	2
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド および天然ガススタンド	16
自動車洗車場	13
廃棄物の積替え場所または保管場所	2
青写真の作成の用に供する施設を有する作業場	6
有毒ガスを使用する食物の燻蒸場	1
めん類製造場	10
豆腐または煮豆製造場	18
洗濯施設を有する事業場	35
工場、指定作業場などから排出される汚水の 処理施設を有する事業場	38
暖房用熱風炉を有する事業場	2
ボイラーを有する事業場	252
ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関 またはガソリン機関を有する事業場	8
焼却炉を有する事業場	3
地下水を揚水するための施設を有する事業場	9
病院	2
科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場	19

アスベスト（石綿）対策

「大気汚染防止法」や「環境確保条例」では、飛散性アスベストを使用している建物解体などの工事を実施するときには、14日前までの届け出、作業基準の遵守、測定などを義務付けている。区では、解体工事の事前周知の届け出

や「建設リサイクル法」および「騒音・振動規制法」に基づく届け出の際、各窓口において指導を強化し、アスベスト飛散防止を図っている。

令和6年度における工事施工計画届け出件数は75件であった。

特定施設

「騒音規制法」および「振動規制法」では、工場や事業所に設置する施設のうち金属加工機械、印刷機械、圧縮機、送風機などの近隣に影響のある騒音や振動を発生させるものを「特定施設」と定め、これらを有する工場、事業所を「特定工場等」と定義し、これらの施設を設置または変更するときは30日前までに届け出ることを義務付けている。

令和6年度における特定施設の設置等届け出件数は、「騒音規制法」に基づくものが16件、「振動規制法」に基づくものが1件、令和7年4月1日現在の特定施設の総台数は、「騒音規制法」に基づく施設が7,912台、「振動規制法」に基づく施設が388台である。

「騒音規制法」による特定施設の台数

特定施設の種類	台数
合計	7,912台
金属加工機械	6
空気圧縮機および送風機	7,271
木材加工機	3
印刷機械	626
合成樹脂用射出成形機	6

「振動規制法」による特定施設の台数

特定施設の種類	台数
合計	388台
金属加工機械	22
圧縮機	42
印刷機械	318
合成樹脂用射出成形機	6

特定建設作業

「騒音規制法」や「振動規制法」では、建築工事や土木工事において近隣に影響のある騒音や振動を発生する建設機械を使用する作業を「特定建設作業」と定め、工事着工の7日前までに届け出ることを義務付けている。区ではこれに基づき、音量や作業時間などの基準を守るよう指導し、快適なまちづくりに努めている。

令和6年度の届け出件数は、「騒音規制法」に基づくものが505件、「振動規制法」に基づくものが348件であった。

「騒音規制法」による特定建設作業届け出数

特定建設作業の種類	件数
合計	505件
くい打機・くい抜機を使用する作業	66
さく岩機を使用する作業	417
その他の特定建設作業	22

「振動規制法」による特定建設作業届け出数

特定建設作業の種類	件数
合計	348件
くい打機・くい抜機を使用する作業	64
さく岩機を使用する作業	282
その他の特定建設作業	2

土壌汚染対策

「環境確保条例」に基づき、有害物質取扱事業者が工場もしくは指定作業場を廃止または除却する際や、それらの用途の敷地であった土地の取得者が土壌汚染調査などの届け出をする際、指導、助言を行い、土壌汚染の拡散防止を図っている。

令和6年度における土壌汚染の調査結果の届け出件数は7件であった。

公害防止の融資あっせん

中央区商工業融資制度の一つとして公害防止の設備に要する資金の融資をあっせんしている。本融資は、利子の全部または一部や信用保証協会の信用保証料を補助することにより、事業者などの負担の軽減を図っている。

なお、この制度は区民部商工観光課で取り扱っており、平成13年度から低公害車の購入に要する資金についても融資の対象としている。

苦情・相談

公害の苦情

公害に関する苦情は、区民の身近な問題であり、区では早期解決に努めている。

令和6年度の苦情受付件数は174件であり、現象別内訳では、騒音130件、悪臭17件、振動18件、粉じん11件などとなっている。

公害の現象別苦情件数

発 生 源	公 害 種 別	件 数
現 象 別	合 計	190件
工 場 ・ 指 定 作 業 場	粉 じ ん ・ ば い 煙	0
	悪 臭	0
	騒 音	0
	振 動	0
	そ の 他	0
建 設 作 業	粉 じ ん ・ ば い 煙	11
	悪 臭	2
	騒 音	95
	振 動	18
	そ の 他	6
一 般	粉 じ ん ・ ば い 煙	0
	悪 臭	15
	騒 音	35
	振 動	0
	そ の 他	8

◎受付件数は174件であるが、1件の受け付けで複数の苦情内容（現象）を含むものもある。

環境調査

大気汚染常時監視

本区の大気汚染の実態を把握するため、区役所本庁舎別館に設けた環境測定室において常時監視を行っている。

測定項目は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、一酸化窒素、二酸化窒素、光化学オキシダントの6大気質と風向、風速、温度、湿度の気象項目である。

令和6年度の測定データによると、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質および二酸化窒素については、環境基準を達成した（274頁参照）。

また、日射量など気象条件に影響を受ける光化学オキシダント濃度については、令和6年度に環境基準を超える時間数は311時間で、環境基準を達成できなかった。

測定の詳細なデータは、毎年度、環境測定データ集にまとめ、今後の対策や各種研究の資料などに活用するとともに、区民の閲覧にも供している。

また、平成27年度から区のホームページで環境測定データの速報値を公表している。

河川水質調査

1 河川および運河

区内の河川および運河の水質は、高度経済成長期に著しく汚濁したが、排水規制や下水道の整備などによって、大幅に改善している。しかし、強雨時における汚水混じりの雨水の流出による水質悪化などの課題がある。

区では、これら河川などの水質を把握するため定期的に調査を行っている。

令和6年度は、隅田川（中央大橋）、神田川（浅草橋）、日本橋川（鍛橋）、亀島川（新亀島橋）、築地川（大手門橋）、朝潮運河（黎明橋）の5河川・1運河について、年4回（5、9、11、1月）調査を実施した（275頁別表参照）。

そのうち、神田川と日本橋川については、神田川水系流域6区（杉並、中野、新宿、文京、千代田、中央）で組織する「神田川水系水質監視連絡協議会」の調査として位置付けている。

また、隅田川については、9月（増水期）と2月（渇水期）に隅田川水系流域8区（板橋、北、足立、荒川、台東、墨田、江東、中央）で組織する「隅田川水系浄化対策連絡協議会」の調査として位置づけている。

協議会では、これらの調査結果をもとに国や都などに対し、河川環境の向上や水質浄化について要請を行っている。

河川の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は隅田川および神田川では全て環境基準を満たしていたが、日本橋川では5月、1月に環境基準を満たさなかった。海（運河）の汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）は、朝潮運河では全て環境基準を満たしていた。また、魚などの生息に必要な溶存酸素量（DO）は、隅田川では5月、9月、11月に、神田川では5月、9月に、日本橋川では5月、9月、11月、1月に、朝潮運河では5月、11月、1月に環境基準を満たさなかった。

なお、亀島川、築地川においては、環境基準が定められていないが、夏になると水質汚濁が生じやすい傾向にある。

2 東京湾

東京湾の水質は、工場などの排水規制や下水道の整備などにより改善しているが、依然として水質汚濁の生じやすい海域となっている。特に、窒素やリンなどが原因である赤潮が春から夏に度々発生するとともに、秋には底層に蓄積した大規模な貧酸素水塊が湧昇する青潮が発生している。

本区をはじめ、東京湾に面する26自治体で組織する「東京湾岸自治体環境保全会議」では東京湾の水質浄化を図るため、合同水質調査や水質浄化の啓発イベントの実施、国に対する要請などを行っている。

3 水生生物調査

区内の河川および運河には、さまざまな生物が生息しているが、これらの生物の種類や量は、水の汚れにより変化する。総合的に水辺の環境を捉えるため、区では5年ごとに水生生物調査を行っており、直近では令和5年度に実施した。

用語解説

・水素イオン濃度（pH）

水の基本的な性質であるアルカリ性・酸性を示す指標であり、pHが7のとき中性で、それより大きいときはアル

大気汚染物質基準達成状況 (令和6年度)

二酸化硫黄 (SO₂) 年平均値0.001ppm

評 価 項 目		測 定 値	達成状況 (達成○、非達成×)	環 境 基 準
短期的 評 価	1 日平均値の最高値	0.004ppm	○	〈 1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm 以下〉 であり、かつ、〈 1 時間値が0.1ppm 以下〉 であること
	1 時間値の最高値	0.017ppm		
長期的 評 価	1 日平均値の 2 %除外値	0.003ppm	○	
	1 日平均値>0.04ppm 2 日以上連続の有無	無		

一酸化炭素 (CO) 年平均値0.2ppm

評 価 項 目		測 定 値	達成状況 (達成○、非達成×)	環 境 基 準
短期的 評 価	1 日平均値の最高値	0.5ppm	○	〈 1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 10ppm 以 下 〉 であり、かつ、〈 1 時 間 値 の 8 時 間 平 均 値 が 20ppm 以 下 〉 であること
	8 時 間 平 均 値 の 最 高 値	0.9ppm		
長期的 評 価	1 日平均値の 2 % 除 外 値	0.4ppm	○	
	1 日 平 均 値 > 10ppm 2 日 以 上 連 続 の 有 無	無		

浮遊粒子状物質 (SPM) 年平均値0.015mg/ m³

評 価 項 目		測 定 値	達成状況 (達成○、非達成×)	環 境 基 準
短期的 評 価	1 日平均値の最高値	0.049mg/ m ³	○	〈1 時間値の 1 日平均値が0.10mg／m ³ 以下〉 であり、かつ、〈1 時間値が0.20mg／m ³ 以下〉 であること
	1 時間値の最高値	0.099mg/ m ³		
長期的 評 価	1 日平均値の 2 %除外値	0.038mg/ m ³	○	
	1 日平均値>0.1 mg／m ³ 2 日以上連続の有無	無		

二酸化窒素 (NO₂) 年平均値0.016ppm

評価項目		測定値	達成状況 (達成○、非達成×)	環境基準
長期的 評価	1日平均値の98%値	0.036ppm	○	〈1時間値の1日平均値が0.04ppm～ 0.06ppmのゾーン内またはそれ以下〉で あること

光化学オキシダント (O_x) 年平均値0.033ppm

評価項目		測定値	達成状況 (達成○、非達成×)	環境基準
短期的 評価	1時間値の最高値 (基準を超えた時間数)	0.13ppm (311時間)	×	〈1時間値が0.06ppm以下〉であること

一酸化窒素 (NO) 年平均値0.003ppm ◎環境基準は定められていない。

1 短期的評価

測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、または各1時間値を環境基準と比較して評価する。

2 長期的評価

- (1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合、年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。
- (2) 二酸化窒素の場合、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を、環境基準と比較して評価する。

別表 河川水質調査結果

(令和6年度)

No.	河川名 (調査地点)	水域 類型	調査月日	水素イオン 濃度 (pH)	溶存 酸素量 (DO) mg/L	生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/L	化学的 酸素要求量 (COD) mg/L	浮遊 物質 (SS) mg/L
1	隅田川 (中央大橋)	河川C 類型	R6.5.15	7.1	3.2	2.3	6.9	4
			R6.9.5	7.0	2.8	1.7	4.6	8
			R6.11.6	7.1	4.6	1.1	3.3	3
			R7.1.22	7.7	7.8	2.6	5.3	2
2	神田川 (浅草橋)		R6.5.15	6.9	2.8	4.3	7.8	4
			R6.9.5	6.8	3.3	2.0	4.8	2
			R6.11.6	7.3	6.3	1.1	5.0	2
			R7.1.22	7.4	6.8	3.4	7.5	<1
3	日本橋川 (鎧橋)		R6.5.15	6.9	2.1	5.4	8.4	5
			R6.9.5	6.8	2.0	3.3	5.9	3
			R6.11.6	7.0	3.6	1.3	4.3	2
			R7.1.22	7.2	4.9	6.2	7.5	2
			環境基準	6.5～8.5	5以上	5以下	—	50以下
4	亀島川 (新亀島橋)	類型 指定なし	R6.5.15	6.8	2.1	4.6	8.0	4
			R6.9.5	6.9	1.8	3.0	5.7	6
			R6.11.6	6.8	4.6	1.0	4.1	2
			R7.1.22	7.5	5.9	5.1	6.2	2
5	築地川 (大手門橋)		R6.5.15	7.0	1.1	1.1	3.9	2
			R6.9.5	7.2	2.2	2.2	4.6	9
			R6.11.6	7.2	0.9	0.9	3.6	3
			R7.1.22	7.4	1.1	1.1	3.8	1
			環境基準指定なし					
6	朝潮運河 (黎明橋)	海域C 類型	R6.5.15	7.2	1.3	1.3	4.3	1
			R6.9.5	7.4	2.3	2.3	4.2	8
			R6.11.6	7.3	1.0	1.0	3.3	2
			R7.1.22	7.6	1.6	1.6	4.7	3
			環境基準	7.0～8.3	2以上	—	8以下	—

◎ は環境基準を満たしていないものを示す。

◎ 報告下限値以下の数値は報告下限値を用いて平均値を算出した。

◎ 調査結果は浮遊物質のみ小数点以下を四捨五入、その他は小数点以下第二位を四捨五入している。

カリ性、小さいときは酸性である。通常、淡水はpH7付近を示し、海水はpH8付近を示す。また、汚濁状況により変化するため、環境の良否を判定することができる。

・溶存酸素量 (DO)

水中に含まれる酸素 (O₂) 量を示す。水中の生物はこの酸素を呼吸して生活しているが、おおよそ3mg/Lを下回ると酸素欠乏で死亡する。水中の酸素は主に水の表面からの溶け込みと植物プランクトンの光合成により供給される。

・生物化学的酸素要求量 (BOD)

好気的微生物が水中の有機物を二酸化炭素や水に分解するため必要とする酸素の量。河川の汚れの度合いを示す代表的な指標である。この数値が大きいほど汚れていることとなり、5mg/L以下が望ましい。ちなみに魚類の致死濃度はおおよそ以下のとおりである。

ヤマメ・イワナ 2mg/L

アユ 5mg/L

コイ・フナ 10mg/L

・化学的酸素要求量 (COD)

過マンガン酸カリウムなどの酸化物が、水中の有機物を、二酸化炭素や水などに分解するために必要な酸素の量。海中や湖沼の汚れの度合いを示す数値で、値が大きいほど汚れていることになる。

・浮遊物質 (SS)

粒径2mm未満の水に溶けないけんだく性の物質の総称である。河川水にSSが多くなると、光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼす。また、沈降堆積すると水底の生物にも悪影響を及ぼす。

・汽水域

淡水と海水が混ざりあった塩分の少ない水がある区域。一般には川が海に淡水を注ぎ入れている河口部がこれに当たる。

光化学スモッグ対策

都は41カ所の基準測定点において大気の状態を常時測定し、光化学スモッグ発生などの緊急時に備えている。高濃度のオキシダント汚染が発生した場合、光化学スモッグ注

清
環
境
保
全

意報などの発令を行う。

1 発令地域

本区は、都内を8地域に分けた発令地域のうち、区東部地域に属している。光化学スモッグ緊急時の発令には、予報、注意報、警報、重大緊急報があり各地域別に発令される。注意報以上は、各地域内に設置された基準測定点で光化学オキシダント濃度が発令基準を超えたとき、当該地域に対して発令する。

2 連絡体制

本区では「中央区光化学スモッグ緊急時の措置要領」を制定し、光化学スモッグが発生したときの対応を定めている。都環境局から光化学スモッグ注意報、警報などが発令されると区では区立小中学校、保育園、児童館、保健所などに対し、注意を喚起するための掲示板的掲出を依頼するとともに、平日は防災行政無線（屋外スピーカー）、区のホームページ、中央エフエムにより広報を行い、被害の防止に努めている。

令和6年度には、本区の属する区東部地域における光化学スモッグ注意報は3回あったが、被害届け出はなかった。

光化学スモッグ注意報などの発令状況（区東部地域）
（令和6年度）

発令区分	発令基準	発令回数（回）
予 報	気象条件からオキシダント濃度の高濃度汚染が予想されるとき。	4
注 意 報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上	3
警 報	オキシダント濃度 0.24ppm 以上	0
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm 以上	0

◎この他、予報が出ていない場合でも、オキシダント濃度が0.10ppm 以上になった時は、学校に注意を呼び掛けている。

微小粒子状物質（PM2.5）対策

本区では、国の指針を参考として「中央区微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起情報提供基準」を平成26年3月に定め、都が区内に設置している一般環境大気汚染測定局（中央区晴海局）および自動車排出ガス測定局（永代通り新川局）におけるPM2.5測定値を基に、注意喚起のための暫定的な基準を超える恐れがある場合には、保育園、学校や高齢者施設などの関係部署に通知するとともに、区のホームページで区民に注意喚起を行い、被害の防止に努めている。

環境影響評価

都は、道路の新設、高層建築物の建設など大規模な事業の実施に伴う周辺環境の悪化を未然に防止するため、「東京都環境影響評価条例」（昭和56年10月1日施行）を制定し、環境影響評価制度を実施している。また、平成14年3月には同条例を改正し、より早い計画段階からの本制度の適用や、制度の合理化・効率化、対象事業の緩和を図った。

同条例では、事業の実施が周辺環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測および評価（アセスメント）を行うとともに、工事中および工事完了後に事後調査を行うことが義務付けられている。

同条例が施行されてから、本区に関係した対象事業は、令和7年4月1日現在、手続き中のものは18件となっている（277頁別表参照）。

自動車公害・環境対策

エコドライブの推進と自動車使用抑制対策

大気中の二酸化窒素などの濃度が高まる11月～2月に、「区のおしらせ ちゅうおう」や懸垂幕の掲出により、アイドリング・ストップなどのエコドライブを推進している。

自動車騒音調査

区内主要道路11地点で、自動車騒音の測定を行った。令和6年度の調査結果では、全地点が要請限度以下の数値となった。この調査結果は都に報告し、他の区市とも協力して都内の自動車騒音の現況の把握とその対策に役立てている（278頁別表参照）。

道路交通振動調査

区内主要道路11地点で、自動車騒音調査に併せて測定を行った。令和6年度の調査結果では、全地点が要請限度を下回っていた（278頁別表参照）。

自動車騒音の環境基準適合状況調査

区内の2車線以上の車線を有する道路（区道にあっては4車線以上）を監視対象道路とし、道路に面して住居などが存在する地域における環境基準達成状況を面的評価（道路端より50mの範囲内にある住宅への影響調査）により把握するため調査を実施した。

なお、調査頻度は首都高速道路を10年間隔、その他の道路を5年間隔で実施する。

基準点騒音調査結果では、一般国道14号（京葉道路）と主要都道316号（昭和通り）で夜に環境基準を超えた。

面的評価結果では、全体的な傾向として、昼の達成率が高く、夜の達成率が低い傾向にあった。

この調査結果は環境省に報告し、国の自動車騒音の現況の把握とその対策の資料となる（279頁別表参照）。

別表 環境影響評価手続の経過

No.	事業の名称	調査計画書の公示	評価書案の公示	見解書の公示	評価書の公示	着工日（予定）	工事完了日（予定）
1	臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地地区画整理事業	なし	平成3年1月8日	平成4年1月28日	平成5年3月16日	平成9年12月26日	令和5年2月8日
2	東京都市計画道路環状第2号線（中央区晴海四丁目から銀座八丁目間）建設事業	平成16年2月18日	平成18年10月11日	平成19年2月2日	平成19年10月4日	平成22年9月22日	（令和6年度）
3	豊洲新市場建設事業（平成21年3月事業計画の変更届）	平成18年11月15日	平成19年2月2日	—	—	—	—
3-1	豊洲新市場建設事業（再実施）	平成21年5月20日	平成22年11月29日	平成23年2月25日	平成23年8月19日	平成23年8月30日	（令和8年度以降）
4	浜松町駅西口周辺開発計画	なし	平成24年 9月21日	平成25年2月12日	平成25年8月1日	平成25年10月1日	（令和10年度以降）
5	勝どき東地区第一種市街地再開発事業	なし	平成25年 10月16日	平成26年3月3日	平成26年7月22日	平成29年7月1日	（令和11年度）
6	（仮称）ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業	平成26年7月7日	—	—	—	—	—
7	（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業	なし	平成27年2月9日	平成27年7月6日	平成27年12月21日	平成28年4月27日	（令和7年度）
8	東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業	なし	平成27年6月5日	平成27年10月5日	平成28年7月21日	令和2年4月1日	（令和7年度）
9	大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業	なし	平成27年10月2日	平成28年2月5日	平成28年8月22日	平成29年4月1日	（令和9年9月30日）
10	豊海地区第一種市街地再開発事業	なし	平成29年1月11日	平成29年4月26日	平成29年10月17日	令和3年9月15日	（令和9年度）
11	八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業	なし	平成29年2月6日	平成29年9月20日	平成30年4月20日	令和5年4月26日	（令和10年12月31日）
12	（仮称）日本橋一丁目中地区再開発計画	なし	平成29年8月16日	平成30年1月15日	平成30年7月31日	令和2年10月1日	（令和7年度）
13	八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業	なし	令和元年5月20日	令和元年10月11日	令和2年4月20日	令和5年5月8日	（令和17年度）
14	（仮称）内幸町一丁目街区開発計画（北地区）	なし	令和3年6月8日	令和3年11月10日	令和4年6月6日	（令和6年度）	（令和18年度）
15	（仮称）内幸町一丁目街区開発計画（中地区）	なし	令和3年6月8日	令和3年11月10日	令和4年6月6日	令和4年8月22日	令和19年5月31日
16	内幸町一丁目街区南地区第一種市街地再開発事業	なし	令和3年6月8日	令和3年11月10日	令和4年6月6日	（令和6年度）	（令和21年度）
17	日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業	なし	令和3年9月15日	令和4年2月8日	令和4年9月6日	（令和8年度）	（令和20年度）
18	東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連絡路）建設事業	令和4年3月4日	令和4年12月14日	令和5年5月1日	令和5年12月18日	令和6年10月1日	令和18年3月31日

※豊洲新市場建設事業は、平成21年3月に事業者から「事業計画の変更届」が提出されたため、平成21年5月20日調査計画書から再度実施されている。

◎平成10年12月25日の条例改正により、No. 2 から調査計画書の手続きが必要となった。

◎No. 4、No. 5 および No. 7 から No. 18 は規則第51条第2号により指定する地域内のため、調査計画書の手続きは不要となる。

別表 自動車騒音調査結果（令和6年度）

No.	調査道路（調査地点）	調査期間	測定値（dB）		要請限度（dB）		交通量（台／日）（内大型車）
			昼	夜	昼	夜	
1	清澄通り（月島四丁目）	令和6年 6月25日～28日	63	59	75	70	15,672（1,824）
2	江戸通り（日本橋小伝馬町）	令和6年 6月18日～21日	70	65			25,230（2,304）
3	昭和通り（日本橋本町四丁目）	令和7年 1月7日～10日	70	69			43,320（5,586）
4	晴海通り（築地六丁目）	令和6年7月2日～ 5日	67	65			38,856（6,168）
5	昭和通り（京橋三丁目）	令和6年10月8日～ 11日	69	67			70,122（7,854）
6	新大橋通り（日本橋人形町二丁目）	令和6年10月 22日～25日	67	64			29,826（2,382）
7	中央通り（京橋三丁目）	令和6年10月7日～ 11日	67	64			14,940（1,146）
8	新大橋通り（新富二丁目）	令和6年11月 19日～22日	67	64			25,872（2,646）
9	晴海通り（晴海三丁目）	令和7年 1月 21日～24日	64	61			28,542（5,784）
10	新大橋通り（日本橋茅場町一丁目）	令和7年 1月7日～10日	65	63			23,808（2,196）
11	環二通り（晴海五丁目）	令和7年 1月21日～24日	64	63			37,650（7,452）

◎測定値は、等価騒音レベル値（LAeq）である。
◎昼は午前6時～午後10時、夜は午後10時～翌日午前6時である。

別表 道路交通振動調査結果（令和6年度）（単位：dB）

No.	調査道路（調査地点）	調査期間	測定値（dB）		要請限度（dB）	
			昼	夜	昼	夜
1	清澄通り（月島四丁目）	令和6年 6月25日～26日	36	29	70	65
2	江戸通り（日本橋小伝馬町）	令和6年 6月19日～20日	47	42		
3	昭和通り（日本橋本町四丁目）	令和7年 1月7日～8日	46	44		
4	晴海通り（築地六丁目）	令和6年7月2日～ 3日	41	37		
5	昭和通り（京橋三丁目）	令和6年10月8日～ 9日	45	41		
6	新大橋通り（日本橋人形町二丁目）	令和6年10月22日～23日	37	33		
7	中央通り（京橋三丁目）	令和6年10月8日～ 9日	39	34		
8	新大橋通り（新富二丁目）	令和6年11月 19日～20日	35	32		
9	晴海通り（晴海三丁目）	令和7年 1月 21日～22日	43	40		
10	新大橋通り（日本橋茅場町一丁目）	令和7年 1月7日～ 8日	43	44		
11	環二通り（晴海五丁目）	令和7年 1月 21日～22日	47	42		

◎測定値は、振動レベル80％レンジの上端値（L10）の時間区分の平均値である。
◎昼とは午前8時～午後8時、夜とは午後8時～翌日午前8時である。

別表 基準点騒音調査および面的評価結果（令和6年度）
（調査日：令和6年10月31日～11月1日、11月5日～6日）

No.	路 線 名 評価区間延長		起 点 ～終点	基 準 点	測定値 (dB)		環境基準 (dB)		交通量 (台／日) (大型車)	面的評価 達成率(%)	
					昼	夜	昼	夜		昼	夜
1	高速都心環状線	1.5km	銀座1丁目3 ～銀座8丁目13	—	—	—	70	65	—	100	100
2	高速都心環状線	0.9km	銀座1丁目2 ～銀座1丁目17	—	—	—			—	100	100
3	高速6号向島線	0.9km	日本橋小網町19 ～日本橋小網町1	—	—	—			—	93.3	82.4
4	高速6号向島線	0.3km	日本橋小網町1 ～日本橋箱崎町22	—	—	—			—	100	98.2
5	高速6号向島線	0.3km	日本橋箱崎町42 ～日本橋箱崎町42	—	—	—			—	100	100
6	高速6号向島線	0.4km	日本橋浜町3丁目17 ～日本橋浜町3丁目45	—	—	—			—	93.5	88.2
7	高速6号向島線	0.8km	日本橋浜町3丁目45 ～日本橋浜町2丁目62	—	—	—			—	91.1	91.1
8	一般国道14号（京葉道路）	0.3km	東日本橋2丁目26 ～東日本橋2丁目28	東日本橋2丁目24	69	66			47,568 (3,072)	100	95.7
9	主要都道304号（晴海通り）	0.4km	勝どき2丁目9 ～晴海1丁目8	晴海3丁目1	64	62			42,456 (7,032)	100	100
10	主要都道304号（晴海通り）	1.0km	晴海1丁目8 ～晴海1丁目3	—	—	—			—	100	100
11	主要都道316号（昭和通り）	0.3km	銀座8丁目15 ～銀座8丁目21	銀座8丁目20	70	69			28,128 (5,808)	100	61.3
12	特例都道463号（中央大橋通り）	1.1km	新川2丁目17 ～佃2丁目2	新川2丁目23	63	59			21,216 (1,440)	100	99.7
13	特別区道中目第3号線（清杉通り）	0.5km	東日本橋2丁目16 ～東日本橋1丁目1	東日本橋2丁目1	60	56			19,752 (3,504)	100	99.9
14	特別区道中京第401号線（八重洲通り）	0.4km	八丁堀1丁目13 ～新川2丁目12	新川2丁目4	66	60			14,424 (2,424)	99.7	99.0
15	特別区道中京第401号線（八重洲通り）	0.4km	日本橋3丁目12 ～八丁堀1丁目10	八丁堀2丁目5	66	61			12,168 (1,968)	83.1	65.5
16	特別区道中目第803号線	0.2km	晴海1丁目2 ～晴海1丁目3	晴海1丁目3	59	53			7,272 (1,392)	100	100
◎起点に向かう方向を上り、終点に向かう方向を下りとした。									達成率合計	98.5	96.2

◎起点に向かう方向を上り、終点に向かう方向を下りとした。

◎ は環境基準を超えているものを示す。

◎測定値は、等価騒音レベル値（LAeq）である。

◎昼は午前6時～午後10時、夜は午後10時～翌日午前6時である。

◎交通量は上り下りの合計台数である。

◎ No.1から7については、道路交通騒音の予測モデルにより面的評価（環境基準の超過戸数）を行っている。

◎ No.10については、他の評価区間における騒音測定結果を準用し、面的評価（環境基準の超過戸数）を行っている。

低公害・低燃費車の普及促進

区では、大気汚染物質や二酸化炭素の排出削減に向け、低公害・低燃費車の普及を促進するため、低公害・低燃費車利用者に対する区営駐車場使用料の優遇制度や区が定める低公害車を購入する事業者へのあっせん融資制度（区商業融資制度）を設けている。また、平成21年度から中央区役所附属駐車場、区営浜町公園地下駐車場および区営月島駐車場の3カ所に電気エコ（急速充電）スタンドを設置し、区民などの利用に供しており、令和5年10月からは電気自動車の普及状況を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、同スタンドの有料化を開始した。

なお、区では庁有車として電気自動車2台、燃料電池自動車1台、ハイブリッド車5台、圧縮天然ガス（CNG）自動車2台および九都県市指定低公害車32台を導入している。

地球温暖化対策

世界共通の緊急課題である地球温暖化を防止するため、温室効果ガス削減に向けた各種事業を実施している。

また、各種行政サービスの担い手である区は、区内における大規模事業者として、率先して温室効果ガスの排出抑制に努めている。

中央エコアクト（中央区版二酸化炭素排出抑制システム）の普及

日常生活や事業活動に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、平成21年度から家庭や事業所で容易に取り組める中央エコアクトの普及を図っている。

なお、更なる普及を図るため、同システムを再構築し、令和5年度から新たな仕組みによる中央エコアクトを開始している。

1 取り組みの流れ

（1）家庭用

専用WEBサイトやアプリケーションから参加登録をした後、家庭でできる省エネ活動に取り組むことでポイントを獲得する。

（2）事業所用

専用WEBサイトから参加登録をした後、事業所でできる省エネ活動に取り組むことでポイントを獲得しランクを上げる。なお、獲得したポイントに応じて、ホワイト・ブロンズ・シルバー・ゴールドの4段階にランク分けする。

2 取り組み特典

（1）家庭

獲得したポイントに応じて区内共通買物・食事券やエコグッズなどの特典と交換できる他、毎年度50ポイントを獲得した参加者に対しては、省エネ機器等導入助成制度の上乗せ助成や檜原村自然体験ツアー優先などの継続特典を与える。

（2）事業所

ランク	特典
ブロンズ	省エネ機器等導入助成制度の上乗せ助成や商工業融資における優遇利率の適用など
シルバー	エコアクトホームページ内に事業所紹介ページの作成
ゴールド	ホームページへのバナー広告掲載料金1カ月免除

※ゴールドはシルバーとブロンズ、シルバーはブロンズの事業所の特典も受けることができる。

ゼロカーボン機運醸成事業

区内における脱炭素化に向けた機運の醸成を図るため、若い世代が脱炭素に向けた取り組みを自ら考えて実践・発信するチームプロジェクト「Team Carbon Zero」を令和5年度から開始している。

令和5年度から2年間は、1期目の活動として、チームメンバーが気候変動問題などを学び、自らの取り組みを通じて区民や区内事業者に対して脱炭素化への行動変容を促した。

令和7年度は、更なる機運の醸成を図るため、新たにメンバーを募集し、2期目の活動を開始する。

1 参加対象者

区内に在住・在学・在勤の中学生から29歳以下の方

2 令和7年度の主な活動内容

（1）ワークショップへの参加

カードゲームなどを用いたワークショップを通じ、気候変動問題や課題解決法について楽しく学ぶ。

（2）脱炭素化に向けたアクションの実践および発信

ワークショップで学んだことや新たな気づきを生かし、脱炭素化に向けたアクションを自ら考えて実践する。また、メンバー以外の若者や区民・事業者の行動変容を促すため、実践した内容をSNSなどで発信する。

（3）フィールドワーク

区内の各所や企業などを訪問するフィールドワークを行い、現地の見学や関係者から話を聞くことで、脱炭素に関する区の現状や取り組みについて理解を深める。

自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成

地球温暖化対策として、自然エネルギー・省エネルギー機器などの普及を促進するため、平成21年度から区内の住宅・共同住宅および事業所に対して助成を行っている。

対象機器、助成の上限額

1 太陽光発電システム

35万円（住宅）、100万円（共同住宅共用部・事業所）

2 蓄電システム

10万円（住宅・事業所）

3 家庭用燃料電池システム

25万円（住宅）、20万円（事業所）

4 エアコンディショナー

20万円（事業所）

5 LEDランプ

30万円（共同住宅共用部）、20万円（事業所）

6 高反射率塗料等（屋上・屋根用高反射率塗料・窓用日射調整フィルムおよびコーティング材）

10万円（住宅）、35万円（共同住宅共用部）、20万円（事業所）

7 その他の省エネルギー機器

20万円（事業所）

なお、中央エコアクトの取り組み特典を受けることができる者に対し、上乘せ助成を行っている。

令和6年度助成実績

住宅・共同住宅用		事業所用	
機 器	件数	機 器	件数
合 計	48件	合 計	84件
LEDランプ	25	LEDランプ	38
高反射率塗料等	14	高反射率塗料等	1
蓄電システム+太陽光発電システム	4	エアコンディショナー	43
太陽光発電システム	1	その他の省エネルギー機器	2
家庭用燃料電池システム	4		

リバースオークションによる再生可能エネルギー電力（再エネ電力）の共同調達

区内事業者に対する再エネ電力の普及促進に向け、株式会社エナーバンクとの連携協定に基づき、複数自治体と共同で、同社が主催する電力のリバースオークション（競り下げ方式による入札制度）を活用し、再エネ電力を安価で調達できる仕組みを提供している。

中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画

区の事務および事業に係る温室効果ガスの排出抑制を図る「（第6次）中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」を令和6年3月に策定し、令和6年度から7カ年の計画として、目標達成に向けた取り組みを推進している。

本計画では、中央区環境マネジメントシステムの運用に加え、「中央区施設管理マニュアル」を活用した設備の適正運用や計画的な省エネルギー型の施設整備を進めるなど、ソフト・ハードの両面からの取り組みに加え、再エネ電力の導入・調達により、令和12（2030）年度までの7カ年で温室効果ガス総排出量を平成25（2013）年度比55%削減することを目標としている。

中央区環境マネジメントシステムの取り組み

区の事務および事業に伴う環境負荷の低減を図るため、独自の環境マネジメントシステムを構築し、平成23年10月から運用している。

福島県大熊町との脱炭素を軸とした連携事業

二酸化炭素排出量の約7割を占める電力の脱炭素に向け、再生可能エネルギーの確保が課題の区とゼロカーボン推進による復興まちづくりを進める大熊町が脱炭素を軸に連携し、ゼロカーボンシティの実現および相互の地域課題の解決を目指すため、令和6年1月18日に協定を締結した。

令和7年度は交流事業として、中央区「エコまつり」への大熊町の参加、大熊町「ゼロカーボンフェスティバル2025 in おおくま」への参加、大熊町交流体験ツアーなどを実施する。

また、令和7年度から再生可能エネルギーの創出および利用拡大に係る取り組みとして、阿武隈風力発電所由来を含む大熊町の再生可能エネルギー電力を購入し、区施設で利用している。

主な連携事項

- 1 再生可能エネルギー電源の整備
- 2 人材交流および環境教育の推進
- 3 森林整備および木材活用
- 4 産業振興

太陽光発電所の整備

再生可能エネルギーにより発電した電力を長期的かつ安定的に区施設へ調達することを目的に、令和4年度に実施した検討調査の結果を踏まえ、区が所有する区外の未利用地を活用して太陽光発電所を整備する。

- 1 活用予定地
 - （1）住所 千葉県館山市大賀字西浦70番1
 - （2）面積 約8,000㎡
 - （3）所有 中央区（旧館山臨海学園敷地の一部）

2 年間発電電力量

約730,000kWh

3 運用手法

オフサイトPPA

発電事業者が旧館山臨海学園敷地の一部に発電所を整備し、発電された電気と環境価値を組み合わせた再エネ電力を、小売電気事業者を介して区施設へ供給する。

4 電力受電施設

区役所本庁舎、中央会館「銀座ブロッサム」、区民健康村「ヴィラ本栖」、勝どき児童館

5 発電開始時期

未定

※令和6年度末の発電開始を予定していたが、係争の発生により整備に向けた手続きが中断しており、具体的な目途が立っていない。

地球温暖化対策推進事業「中央区の森」

行政区域を越えた広域的視点から地球温暖化防止に寄与する事業として、平成18年10月から区と区民・事業者が連携して二酸化炭素の吸収源となる森林を荒廃から守り、育

てるため「中央区の森」事業を実施している。

1 森林保全活動

檜原村数馬地区約37.4haにおいて森林保全活動を支援するとともに、南郷地区約10.0ha、矢沢地区約4.4ha、本宿地区約4.6haにおいて森林保全活動を実施している。

2 区内団体・事業者の森林保全活動の支援

「中央区の森」における森林保全活動の協力を希望する区内団体・事業者に対し、バスの借り入れ費用および森林保全活動の指導に係る費用の一部を助成している。

3 間伐材の活用

事業によって間伐した木材を公園のベンチ、炭、ノベルティグッズの他、本の森ちゅうおうおよび晴海西小・中学校などの公共施設の内装材や什器^{じゅうき}として活用している。

4 「中央区森とみどりの基金」および「中央区の森寄附金」

事業を安定的に運営するために「中央区森とみどりの基金」を設置するとともに、寄付制度「中央区の森寄附金」を設け、区民・事業者などの賛同・協力を呼び掛けている。

5 中央区の森事業推進協議会

森林保全や木材活用などについて区民や檜原村と連携し、「中央区の森」事業の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的に、令和5年度から「中央区の森事業推進協議会」を設置している。

都内連携による森林保全活動の推進

森林保全活動を推進することによる、広域的かつ持続可能な森林循環の確立を目指し、森林を持たない特別区と森林を持つ多摩地域の市町村、東京都によって構成された連携協議会（「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会）に参加し、令和5年7月31日に協定を締結した。

令和6年度はあきる野市、檜原村において約8.41haの間伐等森林整備のほか、奥多摩町、檜原村において現場体験事業を実施した。

令和7年度は日の出町大久野の森林26.1ha（予定）を整備する。あわせて、都から二酸化炭素吸収量の認証を受けるとともに、多摩の森を活用した林業作業や自然観察、その他の体験事業を実施する。また、普及啓発の一環として、多摩産材を使用したノベルティを作成する。

主な連携事業

- 1 森林整備
- 2 カーボンオフセット
- 3 現場体験
- 4 木材活用

ZEB・ZEH化の推進

1 区有施設

施設を新築・改築する場合は、原則、ZEB Ready水準の整備を目指す。また、既存施設を改修する場合においても、可能な範囲で建物における消費エネルギーの削減を図る。

2 民間建物

事業者が新築などの手続きを行う際にZEB・ZEH化の支援に係る情報を広く周知するとともに、まちづくり基本条例や市街地開発事業指導要綱に基づく協議・指導を行い、ZEB・ZEH化の推進を図る。

普及・啓発など

中央区環境情報紙「かんきょう あくしょん」の発行

令和4年度から、子どもに対する環境教育の充実を図るため、区立小学校の全児童を対象に、環境情報や区の環境施策を掲載した情報紙を配布している。

環境作品コンクール

区立小中学校の児童・生徒を対象に地球温暖化や省エネルギー、環境美化など環境に関する標語およびポスターを募集し、優秀作品を区施設に展示するとともに、カレンダーやポスターなどに活用している。

なお、作成したカレンダーやポスターは、区立小中学校、町会などへ配布している。

環境講演会

区内在住・在勤・在学者を対象に、時機に応じた環境問題をテーマに講演会を年1回開催している。

総合環境講座

18歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象に環境学習講座を開催し、環境に関する知識を高めるとともに、地域において環境問題に取り組む人材の育成を図っている。

環境学習事業「檜原村自然体験ツアー」

森林保全活動や動植物の観察などの自然体験を通し、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などについて楽しみながら学習する環境学習事業「檜原村自然体験ツアー」を令和4年度から実施している。

令和6年度

日帰り13回、宿泊2回の計15回

参加者 延べ420人

エコまつりの開催

環境問題について、子どもから大人まで楽しみながら学べる「エコまつり」を環境団体などの協力の下開催している。

会 場 あかつき公園

令和6年度実施状況

開催日時 令和6年6月2日（日）

参加者 約2,000人

令和7年度実施状況

開催日時 令和7年6月1日（日）

参加者 約2,200人

こどもエコクラブの支援

地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動の支援のために、公益財団法人日本環境協会では、幼児

(3歳)から高校生を対象に「こどもエコクラブ」事業を実施している。区はこのクラブの地方事務局として、子どもたちの環境学習や地域での活動を支援している。

標準服等リユース事業「りゅぽ〜と」

環境に対する意識啓発および再使用の促進を図るため、令和6年度から卒業や成長に伴い着用しなくなった区立学校・幼稚園の標準服・園服の寄付を募り、クリーニング、ボタンの付け直しなどの補修を行った上で、必要とする人に有償(クリーニングなど実費相当額)で譲渡している。

令和6年4月に回収ボックスを参加校園に設置し、同年9月から月1回の譲渡会などで譲渡を行っている。

また、令和6年度は、環境省の「令和6年度使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業」に採択され、6月21日から12月20日までの間、当該事業の一環として実施した。

令和6年度実施状況

回収数 852点
譲渡数 251点

中央区環境行動計画推進委員会

令和5年3月に策定された「中央区環境行動計画2023」の進捗状況の報告を受け、評価・分析を行うとともに、進捗管理手法など施策の提案を行うために、中央区環境行動計画推進委員会を設置している。

委員は、学識経験者・区民・事業者・区職員など13人以上で組織している。

環境情報センター「エコノバ」

環境情報の提供・発信および区民や事業者、環境活動団体の交流、環境活動拠点として、平成25年6月2日に開設した。令和5年度には10周年を記念し、公募と投票により愛称を「エコノバ」とした。本センターでは、環境問題への関心や環境活動の輪を広げていくため、環境保全に関する講演会・講座や展示などを開催している。

令和6年度からは環境情報紙「かんきょうあくしょん」を活用し、子ども達に環境保全や区の取り組みについて啓発を行う出張講座を開始した(令和6年度は児童館とプレディプラスの計8カ所で実施)。

所在地 京橋3-1-1 東京スクエアガーデン6階
京橋環境ステーション内

☎(6225) 2433

床面積 410.55㎡

1 施設内容

展示情報コーナー、研修室1、研修室2、交流室

2 利用時間

午前9時～午後9時

3 休館日

年末年始(12月29日～1月3日)

4 使用料

- (1) 展示情報コーナー、交流室(無料)
- (2) 研修室(一般利用)

施設	時間 区分 定員	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時 ～正午	午後1時 ～5時	午後6時 ～9時	午前9時 ～午後9時
研修室1	45人	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円
研修室2	45	1,900	2,500	3,100	6,800

◎登録団体は、7割減額で利用可能

◎令和6年度 講演会・講座などの開催状況

講演会・講座(出張講座含む) 32回
展示 12回
ワークショップ・その他 73回

コミュニティサイクル事業

自動車使用の抑制による環境負荷の低減や放置自転車の削減や観光利用などにより、まちの魅力向上を図るため、平成27年10月から事業を実施している(平成27年10月から令和2年3月までは実証実験)。

また、平成28年2月から千代田区、港区、江東区および都と連携し、さらなる利便性向上のため、区境を越えた広域的な相互利用の実現に向けた「広域実験」を開始した。現在、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区および練馬区が加わり本区を含めた16区において、広域相互利用を実施している。

1 対象地域

区内全域

2 規模(区内(令和7年7月1日現在))

サイクルポート 109カ所 自転車 1,100台

3 料金

対象	プラン	基本料 (税込)	延長料金 (税込)
個人向け	月額会員	3,300円/月	1回の利用が30分を超過した場合30分ごと:165円
	1回会員	165円/回	
	1日パス	1,650円/日	なし
法人向け	法人月額会員	2,200円/月	1回の利用が30分を超過した場合30分ごと:165円
	法人 プレミアム会員	4,400円/月	1回の利用が4時間を超過した場合30分ごと:165円

清掃リサイクル

戦後の高度経済成長を経て人々の暮らしは豊かで便利になったが、大量生産・大量消費・大量廃棄は天然資源の枯渇、最終処分場の逼迫^{ひっぱく}など、さまざまな問題を生じさせた。

これらの問題を解決するには、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の構築に向け、ごみの減量やリサイクルなどの取り組みを積極的に行う必要がある。

国においては、ごみの発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3R（スリーアール）を推進する「循環型社会形成推進基本法」をはじめとして、「容器包装リサイクル法」など関係法令を制定・改定し、法制度を整備した。

本区においても「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ペットボトルやプラスチック製容器包装の集積所回収、小型家電の拠点回収などを実施するとともに、令和2年度からは燃やさないごみの資源化、令和4年度からは粗大ごみの一部資源化を始めるなど、ごみの減量やリサイクルを推進している。

ごみ減量の推進

一般廃棄物処理基本計画

本区では、区民・事業者・区がそれぞれの役割を認識しながら、地域の特性にあったごみ減量を積極的に推進するため、令和3年3月に「中央区一般廃棄物処理基本計画2021」を策定した。計画は、「地球への思いやりを未来に紡ぐまち 中央区」を基本理念とし、次の三つの基本方針のもとに循環型社会の構築を目指している。

<基本方針>

- 1 環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進
- 2 多様なリサイクルによる資源循環の推進
- 3 人の環で築く清潔で快適なまち

中央区清掃・リサイクル推進協議会

資源の有効活用とごみの発生抑制・減量・適正処理およびリサイクル事業の円滑な推進を図るため、学識経験者、区民、事業者、リサイクル活動団体代表者などで構成する協議会を開催している。

ごみ減量の普及・啓発

清掃リサイクル事業に対する区民の理解およびごみの発生抑制、リサイクルへの取り組みを促すため、家庭向けの冊子「ごみと資源の分け方・出し方」の作成、清掃車へのポスター掲出など、さまざまな広報活動を展開している。

子どもに対しては、年代別ハンドブックの作成、小学校などで開催する「清掃リサイクル学習」などを通じて、ごみ

の減量および適正処理についての普及・啓発を図っている。また、区民・事業者・区が循環型社会の実現に向け、共に考える場として「清掃リサイクル講演会」を開催している。

さらに、町会・自治会、マンションや区内事業者などを対象に「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」を派遣し、ごみに関するさまざまな問題を共に考え、相談・指導を行うことにより、ごみ出しルールの徹底やごみ減量・リサイクル意識の向上を図っている。

フードドライブ受付窓口の設置

食品ロスの削減および未使用食品類の有効利用を図るため、家庭で余っている食品を持ち寄り、区内の子ども食堂やフードバンクへの寄付を行っている。

令和7年3月25日付けで株式会社ファミリーマートと合意書を取り交わしたことで、4月からファミマフードドライブと連携し、区内のファミリーマートにおいて食品の受け付けを行っている。

現在、常設の受付窓口は区役所本庁舎、日本橋・月島・晴海特別出張所、中央清掃事務所、環境情報センター「エコノバ」、リサイクルハウスかざぐるま八丁堀・箱崎町、ダイエー月島店、無印良品 銀座および区内ファミリーマート5店舗の15カ所となっている。

令和6年度は、年間3,424品、約726kgの食品の寄付があった。

食べきり協力店の認定

食品ロスの削減の推進および消費者・事業者の意識啓発を図るため、食品ロスの削減に取り組む飲食店などを「ちゅうおう食べきり協力店」として認定し、認定店舗でのポスター・ステッカーの掲示や区のホームページでの紹介などを行っている。

事業用建築物所有者などへの排出指導

区内のごみの約80%を占める事業系廃棄物の減量を図るため、事業用大規模建築物（延べ床面積3,000㎡以上）の所有者には条例で再利用計画書を、事業用建築物（延べ床面積1,000㎡以上3,000㎡未満）の所有者には要綱で再利用実績表の提出を義務付けている。また、これらの建築物の廃棄物管理責任者に対し、新任講習会を実施するとともに立ち入り検査の実施により、事業者にごみの減量、適正処理を指導している。

なお、立ち入り検査を行った事業所のうち、ごみ減量・リサイクルおよび適正処理に積極的に取り組んでいる建築物の所有者などに区長感謝状を贈呈している。

廃棄物保管場所、再利用対象物保管場所および資源保管場所の設置

1 廃棄物保管場所などの設置

廃棄物の適正な処理および衛生環境の向上を図るため、大規模建築物（①延べ床面積3,000㎡以上②住宅の用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上③30戸以上の集合住宅）

を建設する場合は、建築確認申請を行う前に廃棄物の保管場所および保管設備の設置届の提出を建築主に義務付けている。

2 再利用対象物保管場所の設置

事業系廃棄物の減量および再利用を進めるため、事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上）を建設する場合は、建築確認申請を行う前に再利用対象物の保管場所の設置届の提出を建築主に義務付けている。

3 資源保管場所の設置

資源のリサイクルを推進するため、大規模な集合住宅（①延べ床面積3,000㎡以上②住宅の用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上③30戸以上）を建設する場合は、資源保管場所の設置を建築主に求めている。

一般廃棄物処理業者への指導

一般廃棄物処理業者（収集運搬業および処分業）に対して、指導などを行っている。

業者数 303業者

浄化槽清掃業者への指導

浄化槽清掃業者に対して、指導などを行っている。

業者数 44業者

なお、一般廃棄物処理業許可事務および浄化槽清掃業許可事務については、許可業者の指導などを除き、平成25年4月から東京二十三区清掃協議会で23区共同処理を行っている。

空き地に放置されたごみの相談・指導

空き地の放置は、ごみの散乱、雑草の繁茂、蚊やその他の害虫の発生原因となっている。空き地に放置されたごみについては、土地の管理者を調査のうえ適正に処理するように指導している。

リサイクルの推進

区では、清掃事業と一体となったりサイクル事業を積極的に実施している。

また、「中央区グリーン購入ガイドライン」により、環境に配慮した物品の調達などを推進している。

集団回収の支援

紙類、金属類などの資源を回収するリサイクル活動団体（町会・自治会、婦人会、PTAまたは10世帯以上の区民から構成される住民団体）を登録し、ごみ減量・リサイクル意識の啓発と円滑な運営を支援するため、助成を行っている。

1 助成金の交付

回収実績のある登録団体に対し、回収量1kgにつき7円と半期ごとに12,000円を交付している。

2 用具類の支給・貸し出しなど

集団回収に必要な軍手、紙ひも、エプロンを新規の登録

団体に支給している。また、台車や回収ボックスなどを貸し出す他、回収した資源の一時保管場所としてミニ・ストックヤードを2カ所貸し付けている。

3 登録団体数 358団体

集団回収実績（令和6年度）

品 目	回収量
合 計	3,858,167kg
紙 類	3,697,474
金 属 類	130,383
布 類	10,760
び ん	13,840
ペットボトル	5,710

資源（分別）回収

紙類、びん、缶、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ、ペットボトル、金属製のなべ・やかん・フライパン、プラスチック製容器包装を集積所で回収し資源化することにより、ごみの減量とリサイクルを推進している。

資源（分別）回収実績（令和6年度）

品 目	回収量
合 計	8,888,480kg
紙 類	3,414,050
び ん	3,481,460
缶、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ	331,040
ペ ッ ト ボ ト ル	1,038,980
金属製のなべ・やかん・フライパン	9,530
プラスチック製容器包装	613,420

拠点回収

公共施設や小学校などを拠点として、一人でも多くの区民がリサイクルに参加できる機会を設けている。

1 公共施設での回収

飲料用紙パックおよび食品用発泡スチロールトレイについては37カ所に、電池類については9カ所に回収箱を設置し回収している。布類については、リサイクルハウスかざぐるま八丁堀・箱崎町で、小型家電については、リサイクルハウスかざぐるま八丁堀・箱崎町、区役所本庁舎、中央清掃事務所および日本橋・月島・晴海特別出張所で回収している。また、使用済みインクカートリッジについては、区役所本庁舎、日本橋・月島・晴海特別出張所およびリサイクルハウスかざぐるま八丁堀・箱崎町で回収している。

2 小学校などでの回収

飲料用紙パック、食品用発泡スチロールトレイ、廃食用油、布類、蛍光管、体温計・血圧計・温度計（水銀式のもの）、電池類および小型家電（15cm×26cm 以内）の回収を毎週土曜日に区内全小学校（城東小学校の代替で中央清掃事務所）および銀座中学校・日本橋中学校（令和7年7月から代替で産業会館）で行っている。

拠点回収実績（令和6年度）

品 目	回収量
合 計	95,146kg
飲 料 用 紙 パ ッ ク	9,680
食品用発泡スチロールトレイ	1,580
廃 食 用 油	1,600
布 類	62,945
蛍 光 管	1,000
体温計・血圧計・温度計（水銀式のもの）	23
電 池 類	9,580
小 型 家 電	8,738

ピックアップ回収

指定された排出場所に出された粗大ごみから、電子レンジやDVDプレーヤーを選別し、リサイクルを行っている。

ピックアップ回収実績（令和6年度） 9,670kg

燃やさないごみ・粗大ごみの資源化

リサイクルの推進とごみの減量を図るため、収集した燃やさないごみ・一部の粗大ごみのうち、蛍光管および金属類は原料として回収するとともに、それ以外は固形燃料化し、熱エネルギーとして利用している。

燃やさないごみ資源化実績（令和6年度） 1,302,380kg

粗大ごみ資源化実績（令和6年度） 493,500kg

土のリサイクル

家庭で園芸用に向かなくなった土を、資源の回収場所となっている区内全小学校（城東小学校については代替で中央清掃事務所）および銀座中学校・日本橋中学校（令和7年7月から代替で産業会館）で毎週土曜日に回収し、再生処理を行った後、花と苗木の即売会などで配布している。

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」の活動支援

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」(平成8年6月発足)は、中小事業所から出される古紙を資源としてリサイクルするための効率的な回収システムである。

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」では、参加する事業所に対して、古紙の回収ボックスの貸与などを行っている。

加入事業所数 329事業所

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」回収実績（令和6年度）

品 目	回収量
合 計	174,620kg
上 質 コ ピ ー 用 紙	0
再 生 コ ピ ー 用 紙	20,660
新 聞	26,840
雑 誌 そ の 他 の 紙	127,120

自動販売機へのびん・缶などの回収箱の設置

自動販売機管理者などに回収箱の設置を義務付け、びん・缶などの散乱を防止するとともに、リサイクルを推進している。

なお、届け出があった自動販売機については審査の上、確認済証を交付している。

確認済証交付台数 3,665台

リサイクルハウスかざぐるま

ごみの減量や資源の再使用を促進するため、区内在住・在勤・在学者が日常的にリサイクル活動に取り組める場所として「リサイクルハウスかざぐるま」を区内2カ所に設置している。

リサイクルハウスかざぐるままでは、不用品販売、不用品交換情報の掲示などを行っている。

また、株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を令和5年3月1日に締結し、リユース活動の広報啓発を図るとともに、地域情報サイト「ジモティー」を不用品交換情報の掲載およびリサイクルハウスかざぐるまの不用品販売などに活用している。

施設の概要

名称	八 丁 堀	箱 崎 町
概 要		
所 在 地	八丁堀3-17-9 (京華スクエア3階)	日本橋箱崎町36-15
開設年月日	令和5年9月15日	平成16年4月21日
電 話 番 号	☎ (6275) 2961	☎ (3668) 5037
敷 地 面 積	3,394.97㎡	997.99㎡
延べ床面積	437.92㎡	614.92㎡
構 造 規 模	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階の うち1階および3階 の一部	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階のうち 2～3階部分
開 館 時 間	午前9時～午後5時	
休 館 日	月曜日、祝日、年末年始(12月28日～1月4日) および月末の館内整理日	

令和6年度利用状況

区分		名称	八 丁 堀	箱 崎 町
来 館 者 数			28,572人	32,208人
不 用 品 販 売 状 況	出 品 者 数		7,928人	7,266人
	展 示 数		37,552点	48,532点
	販 売 点 数		22,140点	29,246点

ごみの収集・運搬

燃やすごみ・燃やさないごみの収集および資源の回収

1 分別

ごみは、燃やすごみおよび燃やさないごみに分別して収集している。

また、資源については、紙類、びん、缶、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ、ペットボトル、金属製のなべ・やかん・フライパン、プラスチック製容器包装を集積所で回収し、ごみの減量とリサイクルを推進している。

2 排出

燃やすごみおよび燃やさないごみは容器による排出を原則とするが、単身者、共働き世帯などで容器を使用した排出が困難な場合は、中身の見える袋での排出を認めている。

資源のうち紙類については、新聞、雑誌、段ボールの別にひもなどで束ね、^{ざつがみ}雑紙については紙袋に入れて排出する。

また、びん、缶、金属製のなべ・やかん・フライパンについては、家庭から出す場合は回収コンテナに、事業所から出す場合は分別して中身の見える袋に入れて排出する。

スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベについては、家庭から出す場合は中身の見える袋に入れて缶用の回収コンテナに排出する。事業所から出す場合は中身の見える袋に入れて排出する。ただし、他の缶類と一緒に出すときは、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベをいったん一つの袋に入れてから他の缶類と一緒に排出用の袋にまとめて排出する。

ペットボトルとプラスチック製容器包装については、家庭・事業系共に中身の見える袋に入れて排出する。なお、集合住宅に対しては希望により「回収用ネット」を貸し出している。

3 収集・回収回数

燃やすごみは週2回、燃やさないごみは週1回収集している。ただし、京橋、銀座、八重洲、日本橋、人形町の一部地域では、毎日多量のごみが排出されるため、例外的に燃やすごみの収集回数を増やして対応している。

資源は週1回収集している。なお、プラスチック製容器包装については、他の資源とは別に回収曜日（プラマークの日）を設けている。

なお、ごみの運搬については、中央清掃事務所晴海事業所から配車する区所有の車両（直営車）と、民間が所有する車両（雇上車）で対応している。

廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施

資源の有効利用と最終処分場の延命を図るため、平成20年度からプラスチックごみなどを清掃工場で焼却し、熱エネルギーとして回収するサーマルリサイクルを実施しており、回収した熱エネルギーは発電に利用されている。

プラスチック製容器包装の資源回収の実施

資源の有効利用を図るため、平成21年4月から「容器包装リサイクル法」に基づくプラスチック製容器包装の集積所回収を実施している。

回収したプラスチック製容器包装は、熱や圧力を加えて基礎化学原料化するケミカルリサイクルやフレーク状に加工し製品化するマテリアルリサイクルにより再生されている。

粗大ごみの収集

家庭から排出される不要となった家具、寝具、自転車などは、電話やインターネットによる粗大ごみ受付センターへの事前申し込みに基づき、粗大ごみとして戸別に収集している。

なお、収集に当たっては処理手数料（有料粗大ごみ処理券）を徴収している。

家電リサイクル法対象品目の廃棄

家庭生活から排出される不要となったエアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL）、洗濯機、冷蔵庫（冷凍庫）、衣類乾燥機は、「家電リサイクル法」に基づき、製造業者などに再商品化が義務付けられており、回収は購入した小売店または買い替える小売店に依頼する。

なお、引っ越しなどで家電小売店に引き渡せない場合は、家電リサイクル受付センターで回収の申し込みを受け付けている。

パソコンの廃棄

不要となったパソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、製造業者などに再資源化および回収が義務付けられており、回収は排出者がメーカーに申し込む。

なお、自作や廃棄したメーカーのパソコンについては、一般社団法人パソコン3R推進協会で回収の申し込みを受け付けている。

また、令和4年6月から小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と連携したパソコンおよび小型家電の宅配回収を実施している。

ふれあい収集

障害のある方や65歳以上の高齢者などの世帯の方で、身近な人の協力を得ることができず、集積所までごみや資源を自ら運び出すことが困難な場合、安否の確認も含めて職員が玄関先まで訪問して収集（回収）を行っている。

ふれあい収集世帯数 88世帯

事業系ごみ・資源の収集（回収）

事業活動から生じるごみは、資源も含めて事業者が自らの責任において適正に処理することが原則であるが、小規模事業者対策として家庭から排出されるごみなどの収集（回収）に支障のない範囲において区が有料（事業系有料ごみ処理券）で収集（回収）している。ごみ・資源の分別・排出については前述「燃やすごみ・燃やさないごみの収集および資源の回収」のとおりである。

廃棄物処理手数料

家庭から出る1日平均10kgを超えるごみ、粗大ごみおよび引っ越しなどにより臨時に排出したごみ、ならびに区が収集・運搬している事業系一般廃棄物については、条例および規則に定める処理手数料を徴収している。なお、生活保護受給者や罹災した区民などに対しては、条例および規則に基づき手数料を減額・免除している。

また、町会などが主催する無償奉仕活動や道路・公園などの清掃により一時的に出るごみを排出する場合は、事前の申請によりボランティアシール（ごみ処理券）を交付し、手数料を免除している。

ごみの搬入先

燃やすごみは中央清掃工場などに、粗大ごみは輸送効率の向上を図るため、月島粗大中継所を経由して粗大ごみ破碎処理施設にそれぞれ搬入している。

燃やさないごみ、一部の粗大ごみおよび資源は民間施設に搬入し、再利用および再生ルートに乗せている。

動物死体処理

犬や猫などの動物死体は、飼い主や土地建物の占有者が自らの責任で処理することが原則であるが、自ら処理することが困難な場合は処理手数料（1頭につき3,000円）を徴収して区が引き取り、処理業者に火葬処分を委託している。

動物死体処理作業状況（令和6年度）

合 計	犬	猫	その他
114頭	13	14	87

ふれあい指導

区民および事業者に対して、ごみの減量や排出方法、手数料制度やリサイクルなどについて対話によるきめ細かな説明や指導を行い、清掃事業への一層の理解と協力を得ることを目的に「ふれあい指導」を行っている。また、問題のある集積所などへは、特に設けた「ふれあい指導班」が訪問し、指導を行っている。

資源持ち去り防止対策

区内の集積所における新聞、雑誌・雑紙、段ボール、びん、缶などの資源物を第三者が持ち去る行為を防止するため、平成21年4月に「中央区廃棄物の処理及び再利用に関

する条例」を改正し、資源物の持ち去り行為を禁止した。

持ち去り行為防止対策として、集積所のびん・缶用コンテナへの警告文の表示や、持ち去り禁止表示のある新聞回収袋を区役所、中央清掃事務所、日本橋・月島・晴海特別出張所、京橋・日本橋・月島・晴海図書館で配布している。また、区内の集積所を車でパトロールし、集積所で資源の持ち去りを発見した場合は口頭注意を行い、「資源物の持ち去り行為現場確認書」を交付したうえで、その場所で積んだ資源物を降ろすよう指導している。さらに、古紙の持ち去り行為撲滅に向けては、区域を越えた広域での対策が有効なことから、平成26年12月に本区を含む18区がそれぞれ古紙問屋組合などと覚書を締結し、GPS端末器による持ち去り行為の追跡調査を必要に応じて行っている。

清掃（事業）協力会

京橋清掃協力会および日本橋清掃事業協力会は、昭和30年代にごみの排出量が急増したことを契機に、清潔な生活環境の保持と公衆衛生の向上を図るため、住民の自主的な組織として結成された。住民が主体となってごみの減量やリサイクルの推進など、清掃・環境保全事業の普及に努めている。

施設の概要

- 1 中央清掃事務所

所在地 京橋1-19-6

☎ (3562) 1521

清掃車両 軽貨物車3台
- 2 晴海事業所

所在地 晴海5-2-2

晴海地域交流センター「はるみらい」1階の一部および地下1階

☎ (3531) 3053

清掃車両 大型清掃車3台、小型清掃車2台、軽貨物車4台
- 3 日本橋待機所

所在地 日本橋箱崎町36-15
- 4 月島粗大中継所・月島待機所

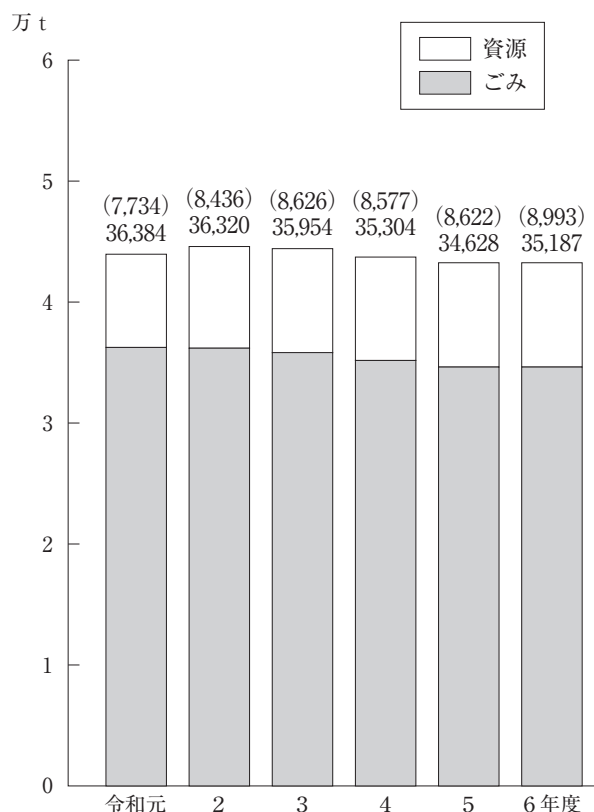
所在地 月島4-21-1

中央区収集ごみ量・資源量（令和6年度）

品 目	回収量
合 計	44,180t
燃 や す ご み	31,930
燃 や さ な い ご み	1,345
粗 大 ご み	1,912
資 源	8,993
1 日 平 均	143

◎管内集積所数 6,066カ所 作業日数309日

中央区収集ごみ量・資源量の推移



◎資源、ごみ量は端数を四捨五入して算出している。
◎() 内は資源で、外数である。資源回収量は、資源（分別）回収・拠点回収・ピックアップ回収の合計数値である。

清掃車の稼働状況 (令和6年度)

車 種	台 数
合 計	56（8）台
大 型 清 掃 車	6（2）
中 型 清 掃 車	1
小 型 清 掃 車	14（1）
小 型 ダ ンプ 車	4
資 源 回 収 車	26
軽 貨 物 車	5（5）

◎() 内は予備車を除く区所有の車両を内書

ごみの中間処理

平成15年7月、区長会で「23区は、工場のある区もない区も相互に協調・連携し、全体の責任として、特別区の区域から排出される一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保すること」が確認され、平成17年度末までの共同処理とされていた特別区における燃やすごみの中間処理は、平成18年度以降も当分の間、23区が共同で設立した東京二十三区清掃一部事務組合（平成12年4月1日設立）による共同処理を行うこととなった。また、燃やさないごみ、粗大ごみの中間処理、し尿の処理についても東京二十三区清掃一

部事務組合による共同処理を行っている。

なお、本区においては燃やさないごみおよび一部の粗大ごみについて、資源化を行っている。

中央清掃工場

中央清掃工場は、平成13年8月に本稼働した。管理運営は、東京二十三区清掃一部事務組合により行われている。工場は日量600 t（300 t 炉×2）の焼却能力を有し、最新設備の導入により公害防止対策に万全を期している。また、「運営への区民参加」「徹底した情報公開」「地域への貢献」の三原則のもとに、住民と行政で構成する中央清掃工場運営協議会を設置し、中央区にふさわしい開かれた清掃工場の運営を行っている。

所 在 地 晴海5－2－1

☎（3532）5341

敷地面積 約29,700㎡（清掃関連施設を含む）

ごみの最終処分

東京23区では多量のごみを処分できる大規模な埋め立て処分場を内陸部に確保することが難しいことから、ごみの最終処分は、現在都に委託しており、都が東京港内に設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場を使用して埋め立て処分を行っている。新海面処分場は、東京港内における最後の処分場とされており、この貴重な最終処分場をできる限り長期間使用していくため、平成20年4月から、プラスチックごみ、ゴム・皮革製品を燃やさないごみから燃やすごみに分別を変更した。

災害廃棄物処理計画

大規模災害が発生した場合、区民の生活環境の保全、早期の復旧・復興を図り、都市の持続性を確保するため、令和4年3月に「中央区災害廃棄物処理計画」を策定した。

災害によって発生する廃棄物および被災者や避難者の生活などに伴い発生する廃棄物を、次の七つの基本方針を基に処理する。

<基本方針>

- 1 安全の確保
- 2 計画的な対応・処理
- 3 リサイクルの推進
- 4 衛生的な処理
- 5 経済性に配慮した処理
- 6 区民や事業者への分かりやすい排出指導
- 7 共同処理及び関係機関との連携

